

平成 19 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 東 京 製 鐵 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 本 利 一
(コ ー ド 番 号 5 4 2 3 東 証 第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 務 部 長 阪 部 英 二
(T E L . 0 3 - 3 5 0 1 - 7 7 2 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 20 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 6 月 27 日開催予定の第 93 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

法令で定める監査役の員数が欠けた場合に備えて、あらかじめ選任する補欠監査役の選任の決議の効力を、監査役の任期にあわせて、1 年から 4 年に伸長するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 27 日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 監査役及び監査役会 (監査役の選任) 第32条 (条文省略) ② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ 補欠の監査役選任の<u>効果は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>第33条～第46条 (条文省略) 第9章 附 則 (効力の発生) 第47条 変更後の定款の規定は、平成18年6月27日定時株主総会における決議成立の時から効力を生ずる。</p>	<p>第6章 監査役及び監査役会 (監査役の選任) 第32条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ 補欠の監査役選任の<u>効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>第33条～第46条 (現行どおり) 第9章 附 則 (効力の発生) 第47条 変更後の定款の規定は、平成19年6月27日定時株主総会における決議成立の時から効力を生ずる。</p>